

24年6月26日水産庁への再々質問の前の冒頭部分

19日回答のあった水産庁の矛盾と意見です。

以前の質問 sogo60199

19日の回答を読んでのそちらの矛盾点・意見・再質問させていただきます。

まず私のホームページに今回の件についてページをアップしております。回答の前に必ずご確認ください。できれば遊漁行政にかかわるすべての水産庁職員の方に見ていただきたいです。minori40.net

この質問、意見は業務規程を制作され最終的にOKを出された方に回答お願いします。決して回答を押し付けられた部下の方ではありません。責任者の方（今のところお名前も教えていただけませんが）です。

3日に質問して19日に帰ってきました。おそらく回答の整合性を合わせるのにご苦労されたと思います。回答を押し付けられた方、大丈夫ですか？ 上司からのパワハラ受けてませんか？ そしてもうとっくにどちらが正論かお分かりと思います。

19日の回答に「指導のためならば釣りは出来る」と明確に記入があります。水産課に2回、水産庁に2回質問をしてやっと出てきた文言です。全国の遊漁船に通達はされていないということです。この文言はおそらく私のような問い合わせをした者を黙らせるために後付けで考えられたと推測されます。そのうえで「自ら釣りしません」と記入させて変更も出来ないということは嘘を書けと言われていています。釣りをすることで見張り不十分にはならないと認めてもいます。

今回の回答にやはり事前調査をされた報告はなく事事故例も明記ありません。議事録もありません。説明会とあります。2月16日にチャットで同じ質問をされた方に同じ回答をされたものは探してやっと見つけました。説明会に参加してない、出来なかった者には事前報告はしてないのです。5月1日と13日の県水産課とやりとりを見ていただいたら少なくとも広島県には明確な指示、調査はされていないことは明確です。チャット記事も探してやっと見つけられた程度の状態です。

そんな状況で現場を全く知らない方が勝手にルールを変えてもいいはずもありません。

遊漁船の船長が釣りをすることが原因の重大な事故は考えられないと現場を知っている私は言い切れます。もっと詳しく知りたければいくらでも説明いたします。万が一あるとすれば混雑した釣り場、狭水道、暗礁の近く、悪天候などです。それも万が一くらいの確率で釣り中の衝突の過失は相手船です。このような状況の時は釣りしませんとの変更も認めないのです。検証されたいなら何度でも私の船に乗って調査してください。

安全安全というのであれば連日のように報道されている高齢者の運転事後、80歳以上のタクシードライバー、10年以上人の住めない地域を作った原発事故、事故した水産庁の船、自衛隊の船、海保の船すべて運行停止にしなければ法の下での平等ではありません。もちろん漁師やプレジャーボート船長が釣りをすることもです。

書き換え削除が出来ないというのであれば納得できるデータと説明をする義務があります。

「指導のためなら釣りが出来る」ので私の仕事のスタイルでは堂々と釣りをしても良いと解釈できます。どこか機関に取り締められられても乗り切れます。これで終わりにしてもよいのですがこのことを私のような釣り好き船長のために不透明なままにたくありません。

私には法律の知識も裁判する財力も体力もありません。もしこのことで不当な行政処分が出された方がおられたらいくらでも協力するつもりです。同じように闘っている団体の方とも連絡取り合っております。そちらにも協力は惜しみません。

少なくとも私は知床観光側ではなく当日出港停止した地元漁師側だと思っています。多くの遊漁船船長がそうだと思います。もちろんいろいろな船長がいますので一概には言えません。

以下質問に続きます。